

社会福祉法人愛育の森 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛育の森（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、以下のとおりとする。

(1) 理事会に出席した場合の報酬

1日につき金10,000円（源泉徴収後）

(2) 監事が監査を実施した場合の報酬

1日につき金10,000円（源泉徴収後）

(評議員報酬)

第3条 当法人の評議員報酬は、以下のとおりとする。

評議員会に出席した場合の報酬

1日につき金10,000円（源泉徴収後）

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規則は、平成29年6月24日から施行する。